

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
殿

警察庁丙運発第64号
平成30年12月28日
警察庁交通局長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について(通達)
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第58号。以下「改正府令」という。)が本日公布及び施行された。
改正の趣旨等は、下記のとおりであるので、関係規定の円滑かつ適切な施行に努められたい。

記

1 免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備関係

(1) 趣旨

個人識別の観点から、免許申請書等に添付する写真については、これまで「無帽」とされていたものであるが、がん患者の団体から患者の帽子の着用を認めてほしいとの要望があり、また、旅券申請用写真についても、宗教上又は医療上の理由により頭部を布等で覆うことが認められているところである。

今回の改正は、免許申請書等に添付する写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者について、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとするものである。

(2) 内容

免許申請書等に添付する写真に関する要件について、運転免許を受けようとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要とすることとした。

2 運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直し関係

(1) 趣旨

我が国における外国人運転免許保有者数が増加するなどの情勢に鑑み、マイナンバーカードと同様に、分かりやすいものとなるよう、運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直しを行うものである。

(2) 内容

運転免許証の有効期間の末日の部分のうち年の記載については、西暦の次に括弧書きで元号を用いて表示することとした。

3 施行期日

改正府令は、公布の日から施行する。ただし、運転免許証の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第14の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(参考資料)

改正府令の官報の写し